

移住者ミーティング・移住体験ツアー実施業務委託仕様書

1 業務の名称

移住者ミーティング・移住体験ツアー実施業務

2 業務の目的

すでに移住した方を対象とする「移住者ミーティング」及び移住を検討している方を対象とする「移住体験ツアー」、この2つの事業を一体的に行うことにより、本市の移住促進施策の推進につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 委託料

3,347千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
本業務の実施に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

5 業務内容

5-1 移住者ミーティングの実施

(1) 実施内容

すでに小樽に移住した方同士のコミュニティ形成のきっかけとするため移住者ミーティングを実施するとともに、移住者の声を聞くことで今後の移住施策のヒントを探るため、以下のとおり会議を実施する。

ア 移住の前後で感じたことなど率直な発言を共有できる場とすること。

イ ミーティング終了後の交流にもつながるような、打ち解けた雰囲気のとすよう努めること。

ウ 当日の司会進行にあたっては、外部の目線（先輩移住者や市外在住者）を取り入れること。

エ 小樽市役所関係者がオブザーバーとして同席することとする。

(2) 開催方法

対面形式

(3) 開催時期

契約締結後、令和6年1月31日（水）までに実施すること。

(4) 参加対象者

すでに小樽に移住した方10名程度。

(5) 参加者の募集・決定

参加者の募集は受託者が行い、参加者は市と協議の上、受託者が決定すること。

5-2 移住体験ツアーの実施

(1) 実施内容

参加者に小樽暮らしの魅力に触れ移住後の生活をイメージしてもらうとともに、先輩移住者との交流により移住後の小樽での生活に対する不安を軽減し、移住を具体的に検討してもらうことを目的とし、以下の内容をオンラインツアーで実施する。

ア 先輩移住者との懇談

以下の方々と懇談する機会を設けること。

- ① 小樽に移住し起業した方
- ② 起業以外の理由で小樽に移住した方

イ 小樽市内の紹介

住まい、子育て環境、交通等の生活に関する全般を紹介すること。

小樽の子育て環境の紹介を必ず実施すること。

その際、先輩移住者の体験も紹介すること。

ウ 移住支援制度等の紹介

移住者や起業による移住者を支援する移住支援制度、子育て支援等に関する本市の制度全般を紹介すること。

おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの紹介を必ず実施すること。

(2) 開催方法

オンライン開催とすること。

(3) 開催時期

令和5年10月31日（火）までに実施すること。

(4) 参加対象者

定員10人以上とし、以下の条件に該当する市外在住者とすること。

ア 小樽への移住や小樽での起業に関心があること。

イ ツアー終了時にアンケートに回答できること。

(5) 参加者の募集・決定

参加者の募集は受託者が行い、参加者は市と協議の上、受託者が決定すること。

(6) 留意事項

ア 単なる観光目的とならないよう留意すること。

イ 旅行業法を遵守すること。

ウ 参加者の国籍や居住地は問わないが、ツアー当日対応可能となる言語は、日本語のみと募集時に周知すること。

エ YouTube等のSNSで移住体験ツアーの様子を公開できるよう、動画の編集を行うこと。

オ 上記の動画以外にも、小樽移住情報サイト「笑（え）になるおたる」を充実させるコンテンツを制作するよう努めること。

6 共通事項

(1) 参加者募集のための広報

ア 参加者募集期間は2か月以上設けること。

イ SNSを含め複数の媒体を活用し、効率的かつ効果的に広報すること（小樽市のHP等でも広報します）。

ウ 参加者募集の際に、撮影した写真や動画等は委託者がホームページ及びその他の広報資料等において使用する旨を伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

(2) 状況報告

受託者は、委託者の求めに応じた状況報告を随時行うこと。

(3) 事後アンケート

参加者に対し、事後アンケートを実施すること。なお、アンケートの内容については委託者と協議すること。

(4) 不可抗力等による事業の中止等

ア 悪天候、災害の発生等の不可抗力を事由として事業を中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。

イ 当初企画した事業が中止となった場合、委託者と協議の上、委託料の範囲内で再度ツアーを企画し実施することができる。

7 事業実施報告書の提出

令和6年2月29日（木）までに下記のとおり事業実施報告書を委託者に提出すること。

(1) 移住者ミーティングについて

- ① 参加者名簿
- ② 当日の様子（写真含む）
- ③ 広報の手法及び内容
- ④ アンケートの集計結果
- ⑤ その他、事業の実施上受託者が報告すべきもの

(2) 移住体験ツアーについて

- ① 参加者名簿
- ② ツアー行程表
- ③ 当日の様子（写真含む）
- ④ 広報の手法及び内容
- ⑤ アンケートの集計結果
- ⑥ その他、事業の実施上受託者が報告すべきもの

(3) 総括及び今後の課題について

8 支払条件等

本業務に係る委託料については、業務完了後、受託者からの請求により支払う。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、「移住者ミーティング・移住体験ツアー実施業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（質問・回答を含む。）」及び本仕様書の定めるところによる。それらに定めのない事項については、受託者と委託者において協議の上決定する。
- (2) 当該業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は委託者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進めること。
- (3) 当該業務で制作する一切の著作物の著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、当該業務の全て又は一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ委託者と協議を行い、その承認を得なければならない（様式13）。
- (5) 受託者は、当該業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。当該業務終了後も同様とする。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、小樽市個人情報保護条例（平成18年条例第53条）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。第三者に再委託した場合も同様とする。